

美浜3号機差し止め認めず

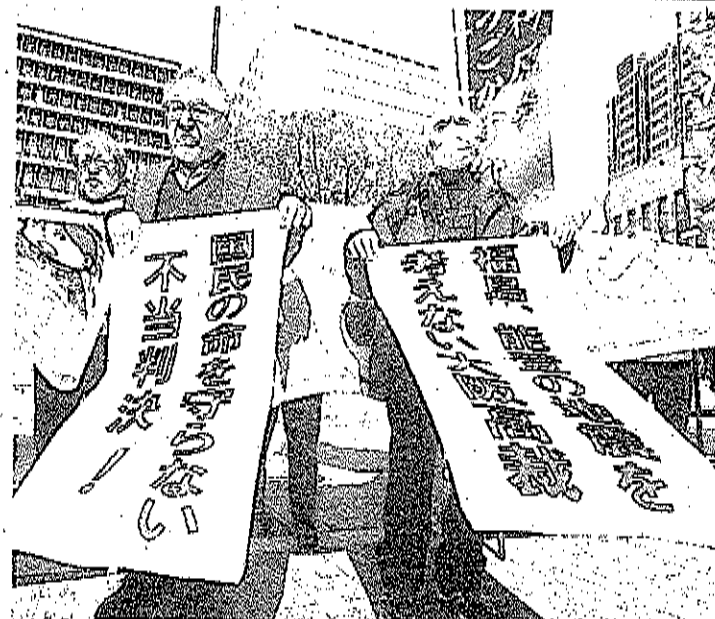
大阪高裁抗告棄却 老朽対策を評価

運転開始から40年超の老朽原発として稼働する関西電力美浜原発3号機（福井県美浜町）を巡り、地元住民らが求めた運転差し止めの仮処分について、大阪高裁（長谷川浩二裁判長）は15日、申し立てを退けた大阪地裁決定を支持し、住民側の即時抗告を棄却した。

原発の運転期間は、2011年の東京電力福島第一原発事故を教訓に「原則40年」のルールができたが、原子力規制委員会が認めれば最長20年延長でき、美浜3号機にも適用された。福井、京都、滋賀の住民7人は「老朽化で重大事故の可能性が高くなっている」

として運転差し止めを求めていた。高裁は、22年12月の大阪地裁決定を踏襲。老朽原発を理由に「新規制基準に不合理な点は見いだせず、基準以上に安全性を厳格、慎重に判断しなければならぬ事情はない」とした。また、関電が基準に沿って特別点検

や劣化の生じやすい部品の交換などを実施している



大阪高裁前で「不当判決」と書かれた旗を出す原告団＝15日午後1時37分、大阪市北区、小宮路勝撮影

るとし、「対策はとられている」と判断した。住民側は、1月の能登半島地震で多くの家屋被害が出たことを踏まえ、

原発事故時の避難方法に「屋内退避」が盛り込まれている点を「欠陥だ」とも主張した。しかし高裁は、住民側が原発の安全上の問題を立証できて

いない以上、避難計画の「備え」は「検討する」まででもない」と退け

「福島原発の教訓に反する」

住民側が批判

決定を受け、住民側は大阪市内で記者会見し、弁護士の北村栄弁護士は「我々の主張がごとごとく退けられた結論ありきの決定だ」と大阪高裁を強く批判した。

避難計画を巡る高裁の判断について、河合弘之弁護士は「事故は起きないから避難計画を考えなくても良いというのか。福島原発事故で得た『科学に絶対はない』という教訓に反する」と疑問を投げかけた。一方、高裁決定は1976年に運転を開始した美浜原発3号機について、「経年劣化の懸念は

否定できない」と言及した。弁護団は「危険な老朽原発は今後さらに増える。次の裁判につなげた」とした。

地元自治体は決定を冷静に受け止めた。福井県美浜町の戸嶋秀樹町長は「妥当な判断。電力事業者は、緊張感をもって運営管理を徹底するなど、安全・安心の確保に取り組んでほしい」とコメントした。

関西電力は「主張を裁判所に理解された結果。引き続き安全性・信頼性の向上に努め、運転・保全に万全を期していく」との談話を出した。（山本逸生、佐藤常敬、小田健司）